

## 東通村農業委員会からのお知らせ

### ◎平成29年度農業労働標準賃金を決めました

東通村農業委員会では、平成29年度農業労働標準賃金を下記のとおり決めました。  
この標準額は、目安です。状況、条件等を勘案し当事者協議のうえ、ご活用下さい。

水田・普通畑一般作業 (1日当り実働8時間)	男女共	5,728円	(1時間当り)716円
現物代替の場合		※当事者間で協議決定	
農作業賃金(1日当り・男女共) 機械利用料金・10a当り	水田 田植え	6,000円	
	水田 稲刈り	6,000円	
	水田 一般作業	5,728円	
	畑 一般作業	5,728円	
	その他農作業	5,728円	
	大型機械オペレーター	7,000~8,000円	
	水田 耕起	5,000円	
	水田 代掻	5,500円	
	田植機	6,500円	苗なし
	バインダー、ハーベスター	6,500円	糸付き
	脱穀	300円	コンバイン用1袋
	コンバイン	15,000円	
	普通畑 耕起	4,000円	
	牧草刈取(モア)	1,000円	
	牧草反転(テッター)	1,000円	
	牧草収納(ベラー)	300円	1 梱包
牧草収納(ロール)	2,000円	1 ロール	
牧草収納(ラップ)	2,500円	1 ロール	

### ◎下限面積(別段面積)の設定について

農業委員会は、毎年、農地の権利取得要件にかかる下限面積(別段面積)の設定または修正の必要性について、検討することにしております。平成29年度の下限面積については、平成29年1月の総会において審議した結果、農用地等の保有および利用の現況等から見て、現段階で下限面積の見直しは必要ないと判断し、従来どおり50アールに決定しました。

**-(留意事項)-**

農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となります。法律では、農地の権利取得要件として、権利を取得しようとする者は、権利取得後において、面積の合計が50アール以上とならなければ権利を取得できないことになっています。

### ◎賃借料情報について

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。当農業委員会管内の情報提供に必要なデータ数が5件未満となっているため、下記のとおり、青森県平均の賃借料情報を提供いたします。

青森県賃借料情報に関する調査結果

(1) 田 (10a当り)

	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	18,970円	45,200円	1,000円	6,490件

(2) 畑(普通畑) (10a当り)

	平均額	最高額	最低額	データ数
青森県全域	9,602円	30,000円	1,000円	809件

### ◎農業者年金に加入しませんか?

老後の備えは十分でしょうか?年金は家族一人ひとりの準備が大切です。  
60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上農業従事者で加入できます。  
詳しくは農業委員会事務局またはJA十和田おいらせむつ支店へお尋ねください。

<問合せ先> 東通村農業委員会事務局 ☎27-2111 (内線120・121)